

< 22年度 > [第2問] (配点: 50)

Aは、Bとの間で、Bの製造する物質分析器に組み込むプログラムの開発に関し、Aが開発するプログラムについてのすべての著作権をBが有し、当該プログラムにその著作者名としてBを表示することを内容とする契約（以下「本件契約」という。）を締結した。そして、Aは、その従業員であるCに物質分析器に組み込むプログラム（以下「 α プログラム」という。）を作成させ、これをBに納入した。 α プログラムには、本件契約に従い、Bがその著作者として表示されていた。Bは、 α プログラムを組み込んだ物質分析器（以下「 α 製品」という。）を製造し販売した。Dは、 α 製品を購入し、これを物質分析器を使用することを欲する者に賃貸する営業を行っている。

その後、Bは、 α 製品の機能向上のために、Aに無断で、Bの従業員であるEに α プログラムを改変したプログラム（以下「 β プログラム」という。）を作成させて、 β プログラムを組み込んだ物質分析器（以下「 β 製品」という。）を製造し販売している。Bの子会社であるFは、Bから β 製品を購入し、新製品の開発のためにこれを使用している。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

[設問]

1. AはBに対して、著作権法に基づき、どのような請求をすることができるか。
2. Aは、著作権法に基づき、Fに対して差止請求をするために、どのような主張をすべきか。
3. BはDに対して、著作権法に基づき、どのような請求をすることができるか。